

令和6年度クリスタルプラザ管理運営委員会議事録

1. 日 時

令和6年11月5日（火） 14時30分～15時30分

2. 場 所

クリスタルプラザ 工場棟3階 大会議室

3. 次第

1. 開会

2. 管理者挨拶

3. 委員及び事務局の紹介

4. 委員長及び副委員長の選任

5. 議題

(1) 令和5年度・令和6年度上半期クリスタルプラザの運営状況について

(2) 滋賀県災害時等のごみ処理に係る県内ごみ処理施設相互応援協定について
クリスタルプラザ解体撤去工事における地下工作物の取扱いについて

4. 議事

事務局

それでは、ただいまから令和6年度クリスタルプラザ管理運営委員会を開催させていただきます。

委員のみなさまには、公私ともに大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃は、クリスタルプラザの運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、当センター管理者から、一言ご挨拶を申し上げます。

管理者

皆様、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

日頃より皆様方には、当クリスタルプラザの操業と運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。とりわけ、地元自治会の皆様方には運営にあたりまして格別のご理解、それから混雑時は周辺状態等ご迷惑もおかけしておりますが、重ねてお礼を申し上げます。

さて、当センターでは、長浜市木尾町に施設を一極集約する計画で、新施設の整備を進めております。海老江にございますし尿処理施設、当焼却施設、そして大依町の不燃粗大ごみ破碎処理施設を一極集中して運営いたします。汚泥処理センターについては来年の10月から稼働し、全体の施設については令和10年の4月から稼働予定です。現地につきましては、造成工事と汚泥再生処理センターの建設等を進めており、来年度からは、当施設に代わる熱回収施設等の建築工事に入っております。また、災害ごみの大規模置き場ということで、用地も拡大する予定で進めさせていただいております。

クリスタルプラザにつきましては、令和10年まで重要な役割を担うため、昨年度本年度につきましては排ガスのろ過装置でありますバグフィルターという設備の大規模修繕にも取り組んでおり、施設廃止を迎えるまで万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。本日は、その運営の状況につきまして詳しく説明をさせていただきます。

また、近年、全国で災害が頻発しておりますが、管内におきましても伊吹山で土砂災害が発生しておりますし、ご存じの通り、本年1月には能登で震災が発生しています。環境省や県の要請を受けまして、当センターの職員も2名が約1週間、能登に応援に行っていました。支援内容は公費解体、家屋の解体の受付業務を担当したと聞いておりますが、復興がまだまだ進んでいないという報告を受けております。

また、この施設の廃止後の環境整備につきましても、こちらも地元には負担がないような形で考えさせていただいており、これらのことについても説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをします。

事務局

それでは、会議次第の3、委員及び事務局の紹介に入ります。お手元会議資料、1ページの「委員名簿」をご覧ください。昨年度に引き続き、委員にご就任いただいている方と今年度から新たにご就任いただいている委員の方がおられますので、恐れ入りますが、名簿の順に自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

事務局

ありがとうございました。それでは、次に事務局より自己紹介をします。

【事務局自己紹介】

なお、委員15名のうち本日出席いただいております委員は、13名ですので、3ページ資料イに記載の、当管理運営委員会規則第6条第2項の規定により過半数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、会議次第、4の委員長及び副委員長の選任でございます。改めまして、

資料 2 ページの当管理運営委員会の規則をご覧ください。ただいま、当委員会は委員長及び副委員長が空席となっております。そこで、規則第 4 条第 1 項委員会に委員長 1 人及び副委員長 2 人について、同条第 2 項に委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとなっておりますが、どのようにさせていただいたら、よろしいでしょうか。お諮りします。

(事務局一任の声)

今ほど事務局一任というお声をいただきましたけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

【委員長副委員長選出】

委員長

この委員会につきましては、ごみ焼却処理施設ならびにリサイクルプラザの設置および管理に関する条例に基づき、クリスタルプラザの管理および運営や公害の防止および環境の保全などについて審議、調査また建議することとなっております。委員の皆さまの活発なご意見と慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。また、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは議題の(1)「令和 5 年度・令和 6 年度上半期クリスタルプラザの運営状況について」を事務局から説明をお願いします。

事務局（説明概要）

●資料 1 平成 26 年度～令和 5 年度可燃ごみ収集・持込量内訳

- ・近年、搬入量は増加傾向にあったが、令和元年度をピークに令和 2 年度以降は徐々に減少している。
- ・令和 5 年度も、前年度と比較し約 958 t の減となった。

●資料 2 令和 5 年度 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績

- ・特に 5 月、8 月、10 月、12 月に搬入量が多くなっている。大型連休中の大掃除により多くなっていると考えられる。
- ・項目別では、家庭系収集量、約 4.5%の減、家庭系持込量、約 2.2%の減、事業系持込量約 0.1 の減となった。
- ・クリーンプラント選別ごみは対前年度比約 7.1%減となった。

●資料 3 令和 6 年度上半期 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績

- ・令和 5 年度上半期実績と比較すると全体で約 318 t の減となった。

●資料 4 平成 26 年度～令和 5 年度ごみ焼却処理施設運転管理状況

- ・ごみ焼却量は各年度月あたりの平均焼却量を示している。

- ・焼却灰の量は焼却量に対して、11%となっている。焼却灰は平成 19 年 4 月から大阪湾フェニックス計画により大阪湾に運搬し、埋め立て処分をしている。なお、令和 3 年 9 月から焼却灰の中で貴金属を比較的多く含む「落じん灰」のリサイクルを行っている。令和 5 年度の引渡実績量は約 88t。
- ・焼却の補助燃料には灯油を使用しており、表は月平均の使用量を示している。灯油は焼却炉の運転開始時と終了時に使用するため、その回数によって使用量が変わる。
- ・実働時間は焼却量や休炉時における点検整備時間により異なる。安定したごみ焼却のためには休炉期間における点検整備が必要となる。
- ・炉内温度は約 920℃～950℃程度。国の焼却施設維持管理基準では、ダイオキシン類等有害物質の発生を抑えるため 850 度以上で焼却するよう定められており、常に 900 度以上で安定した焼却処理に努めている。

●資料 5 令和 5 年度 ごみ焼却処理施設運転管理状況

●資料 6 令和 6 年度上半期 ごみ焼却処理施設運転管理状況

- ・令和 5 年度、令和 6 年度上半期ともに安定した焼却処理を行っている。

●資料 7 令和 5 年度排ガス測定分析結果（下半期分）

- ・ダイオキシン類は信頼性向上のため、2 業者が同一時間帯に試料採取し測定するクロスチェックを行っている。上段は株式会社日吉、下段は株式会社近畿分析センターによる分析結果である。
- ・ダイオキシン類の測定結果は 1 号炉が協定値 0.1ng-TEQ/N m³に対し 0.00019ng と 0.00025ng、2 号炉が 0.0088ng と 0.0029ng であった。また、その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素なども協定値以下の結果であった。
- ・測定結果で「未満」と表記があるものは定量下限値以下であることを意味する。定量下限値とは信頼できる分析値の最小量（正確に測れる最低濃度）のことをいう。
- ・1ng は 1g の 10 億分の 1 を表し、東京ドーム（124 万 m³）の中を水一杯にし、塩 10 粒程度を混ぜた濃度に相当する。
- ・ダイオキシン類の分析は他の排ガスに比べて単位が小さく濃度の測定が困難なため、特定計量証明事業者（MLAP）として国が認定している業者に委託している。今回クロスチェックを行った 2 業者もその特定計量証明事業者であり分析値は信頼のおけるものである。

●資料 8 令和 6 年度排ガス測定分析結果（上半期分）

- ・例年、測定の際には地元自治会様にも立ち会いをしていただいております。今年度は 2 日間で計 4 自治会 4 名の方に立ち会いをしていただいた。
- ・ダイオキシン類の測定結果は、1 号炉が協定値 0.1 ng-TEQ/N m³に対し 0.0064ng と 0.014ng、2 号炉が 0.014ng と 0.00078ng であった。また、その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素なども協定値以下の結果であった。

●資料 9 令和 6 年度悪臭測定分析結果

- ・悪臭防止法に基づき長浜市が設定する基準値と地元自治会との協定値があり、協定値のほうが長浜市より厳しい基準となっている。
- ・測定は1年の中で一番臭気の発生しやすい夏に行っている。
- ・測定結果は風上・風下のいずれも協定値を下回っており、臭気強度は風上風下ともに0の値であった。臭気強度は、0を最小、5を最大とし1が「知覚できる程度の臭気」とされている。

●資料 10 排ガス中の水銀分析結果

- ・今年度は7月3日、4日に測定を行い、1号炉1.6未満、2号炉1.3未満と法基準値以下であった。

顧問 ー各排ガス測定結果等に関する考察ー

特に問題はありません。いずれも協定値以下であり、問題ないと考えております。

委員長

ただいまのご説明に対しまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。どうでしょうか。特によろしいでしょうか。

それではとりあえず、その次の議題2その他に移ります。まずは1点目の滋賀県災害時等のごみ処理に係る県内ごみ処理施設相互応援協定についてご説明をお願いします。

事務局（説明概要）

●資料 11 滋賀県災害時等のごみ処理に係る県内ごみ処理施設相互応援協定

- ・協定の目的は滋賀県と県内各市町・湖北広域行政事務センターを含む一部事務組合が災害等の発生に備え、ごみ処理に関する総合的な相互応援を実施するために協定を締結しようとするもの。
- ・現在、滋賀県と県内各市町及び一部事務組合で応援協定の範囲等を協議している。
- ・湖北広域行政事務センターが協議に参画する際の条件として、①応援協定の対象となる事態として、災害対策基本法第2条第1項に基づく災害であること。②対象となるセンターのごみ処理施設処理として、クリスタルプラザ、クリーンプラントでの中間処理まで。③各施設の処理能力の範囲内での受け入れ。の3点としている。
- ・上記3点の参画条件が整った場合は、令和6年度中を目途に相互応援に参画し協定を締結する予定。
- ・ただし、当協定を締結することになった場合においても、実際に受け入れを行う際は、地元自治会の理解を得ることが前提となる。

委員長

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

委員

クリスタルプラザの処理能力に対する焼却量はどの程度でしょうか。何パーセントという数字は分かりますか。

事務局

今データとして持ち合わせていないので、数値で回答することは難しいですが、クリスタルプラザには焼却炉が2あり、1日1炉あたり84tのごみを焼却することができます。しかしながら、1年中2炉で運転をしているということではなく、休炉し、定期的に修繕整備をしていますので、1年のうち、おおよそ半分の期間は1炉で運転をしています。

ごみの量につきましては、月別に搬入量というのが異なっており、冬季はごみ量が比較的少なく、春先や連休中等はごみ量が多くなっています。ごみの焼却にあたっては、毎年1年間の運転計画を立て、ごみの多い時期等を過去の実績等から予測し、この時期であれば1炉運転で問題ない、この時期は2炉運転しないと支障が出るというような形で1年間の計画を立てています。

他市町からごみ応援要請があった場合を考えますと、1炉運転の期間等があるため、1年を通していつでも受け入れすることは難しいと思いますが、ごみ量が少なくなる冬季頃であれば受け入れは可能かと考えています。

委員長

各自治体の施設での余力というのがあるかと思います。施設の運転に全く支障がない場合での受け入れと、どこかが非常に困った時には多少無理してでも受ける場合等、受け入れる際の状況が何段階かに分かれるのかと思います。支障なく運転ができる範囲で、このくらいの量であれば受け入れられるという情報を書しておくなどしないと緊急時に機能しないのではないかと思います。具体的な細かなところをお互いに分かるような形のものを作っておいた方がいいのではないのでしょうか。

総論的な協定と、それから実際に機能させるための細かい協定の2段階になるかと思いますが、最初は総論的な協定を結んで、その後、細かなところを協議する形ですか。

事務局

現在協議している協定につきましては、総論の部分になります。受け入れ方法や受け入れ量等の詳細については、その都度協議をしていくというような方向での協定になります。

委員長

その都度でもいいと思いますが、ここでこれくらいのことがあったときはこういう形にしようかというような細かなところも決めておいたほうが良いと思います。

事務局

ありがとうございます。引き続き県内各市町の担当者が集まる会議の場もありますので、ご助言いただいた内容も踏まえまして、センターとして提案をさせていただければと思います。

委員長

他によろしいですか。

それでは、次の２点目のクリスタルプラザ解体撤去工事における地下工作物の取扱いについてのご説明をお願いします。

事務局（説明概要）

●資料 12 クリスタルプラザの解体撤去工事における地下工作物の取扱い

- ・クリスタルプラザの解体撤去については、令和１０年度から２か年での工事を予定している。
- ・クリスタルプラザ敷地内で建設されている建物として、事務所などがある管理棟、焼却設備がある工場棟、資源ごみの処理を行うリサイクルプラザ棟などで構成されている。
- ・このうち、焼却設備がある工場棟の地下には、建物を支える地下杭（本数３３４本、杭径６０cm、８０cm、約GL-35m）やごみピット（約GL-15m）、煙突の基礎（約GL-8m）などが設置されており、地下杭は撤去を行わずに「存置」とし、地下杭以外のごみピット、煙突基礎などの地下構造物については「撤去」の計画をしている。
- ・地下工作物を存置することに関し、環境省より地下工作物の取扱いに関する通知があり、４つの条件を満たせば、地下工作物を存置しても差し支えないとされている。
- ・条件１点目の「存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。」については、存置を計画している地下工作物については、地下杭（コンクリート杭）のみであるため、存置したとしても生活環境保全上の支障は生じることはないと考えている。
- ・２点目の「対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。」については、存置の対象物は既存杭のみであるため、問題ないと考えている。
- ・３点目の「地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。」については、クリスタルプラザ解体撤去工事における地下工作物解体時の周辺環境への影響範囲を検討した。
- ・ごみピットや煙突基礎などの地下構造物撤去時の影響範囲については、敷地境界に収まっている結果となった。
- ・一方、地下杭の撤去については、建設当時の地盤調査結果をもとに検討すると、敷地境界の外まで大きく影響が及ぶ結果となった。
- ・この検討結果を踏まえ、地下杭については、周辺環境への悪影響を防止するために存置することとし、老朽化を主な理由とするものではなく、３点目の条件を満たすと考えている。
- ・４点目の「関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下

工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。」については、解体工事の際に、地下杭を存置した場所の座標データの図面等の記録を残し、適切に管理を行うとともに、現状、解体撤去後の利活用方法については未定ではあるが、売却を行うことになった場合は、当該記録を開示することで問題ないと考えている。

- ・以上のとおり、環境省の示す4つの条件を満たすと考えており、周辺にお住まいの皆様への悪影響を防止するため、地下杭については、存置を計画している。

委員

地下の方の状況はわかりましたが、地上に出ている部分についてはどのような考えをお持ちなのでしょうか、更地にするとか、また別の用途に使うとか、そういったお考えがあれば教えていただきたいと思います。

事務局

現在の計画としまして、残すものとしては、地下杭のみであり、残りは全て撤去という計画です。解体して更地にするという形で計画をしております。

委員

更地にした後は何もしないということですか。

事務局

解体工事においては、更地で完了となります。ご説明させていただきましたとおり、今後の利活用の方法につきましては未定でございますので、そちらの方は今後の検討になるかと考えています。

委員

地上に出ている部分は撤去して更地にするけれども、その後の土地利用については今まだ白紙状態であるということですか。

事務局

おっしゃるとおりです

委員長

クリスタルプラザの管理運営委員会について、このクリスタルプラザが運営している令和9年度末まで開催されるのか、それとも解体工事が終わる予定の令和11年度までなのか、どちらになるのでしょうか

事務局

基本的には、運転が終了する年度が最後の開催時期かと考えています。

委員長

管理運営委員会の規則を見ますと、委員会の役割について、第2条第1項第2号にクリスタルプラザに関わる公害の防止、環境の保全に関することとあります。ここを解体するときも、周辺への環境影響というのもあり得ますので、令和11年までの開催なのかなと思いました。

第3号はクリスタルプラザの管理運営に係る規定になりますので、広い意味では該当するような気がします。第2号の規定の中で解体の進捗報告などを管理運営委員会の場で行うというのもあり得るかなと思いました。少し気になりましたので、コメントしましたが、検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか、せっかくの機会でございますので、議題にかかわらず何かご質問やご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか

委員

単純な疑問ですが、ごみの量は徐々に減っていったのではないかという理由があるのでしょうか。

事務局

令和2年3年頃までは、コロナの影響によりごみ量が多く、その年と比較すると減っています。また、減少傾向が続いている要因としては、人口が減ってきているというところが多いと考えています。

委員

家庭用のごみ袋と事業用のごみ袋の価格が異なりますが、事業用のごみ袋の価格は安くなりませんか。

事務局

ごみの袋の手数料については、運営にかかっている費用を負担いただいております。家庭ごみ袋については、その一部を負担いただいております。一方、事業用ごみ袋については、運営に係る費用相当額を負担いただいております。その負担割合が違うため、家庭ごみ袋に比べると高くなっています。運営費用相当額を負担いただいているというところでご理解をいただければと思います。

委員長

他に、ご質問、ご意見ありませんか。他にないようですので、それでは、本日の議題がすべて終わりましたので、事務局に進行をお返しします。

事務局

委員長様、長時間に渡りありがとうございました。本日、委員の皆様方には、クリスタルプラザの管理運営に関しまして、貴重なご意見を頂戴することができました。これらにつきましては、運営に役立てさせていただきたいと思いますので、今後とも

よろしく願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、当センター事務局長から一言、ご挨拶を申し上げます。

事務局長

本日はいろいろとご審議いただきましてありがとうございます。センターでは、常日頃から関係法令はもちろんですが、地元の自治会様との協定をしっかりと意識した上で職員一丸となりましてこの施設が適切に管理できるように尽力しているところでございます。本日はそうした取り組みの結果をご報告させていただけたかと思っております。

また、新焼却施設が稼働した後、この施設の解体工事をさせていただくことについても説明させていただきましたが、更地にした後の利活用につきましては、市有地もございますので、市と調整を図りながら、地元の皆さんとはしっかりと十分な協議をした上で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

災害廃棄物の相互応援協定につきましては、地震や異常気象による災害で発生します災害廃棄物の処理責任は、原則、市町村とされておりますが、発生量は通常量の数十年分になる場合や廃棄されるごみ質についても、通常のものとは随分様子が変わってくると聞いております。そういった中で、災害廃棄物の処理というのは広域的な連携や協力によるというものが大きな課題になっておりますが、まずは、施設が適切に管理運営できるということが我々に課せられた使命であると考えております。その上で、地域の皆さんにご理解をいただき、今日的な課題にもしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

本日、いろいろと説明させていただきましたが、何かご不明な点がございましたら、いつでもお尋ねいただければと思います。また、専門的な立場からご助言もいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

以上